

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野において、女性が、性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障している女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、法律や規制の中の差別はもちろん、社会習慣・慣行の中の性差別をなくすことを求めています。第34回国連総会で1979年（昭和54年）に採択され、現在189か国が締約国です。

我が国は1985年（昭和60年）に同条約を批准し、男女雇用機会均等法や、男女共同参画社会基本法の制定につながりました。

その後、この条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するため、改めて1999年（平成11年）国連の総会で採択されたのが「選択議定書」であり、同条約の実効性を高めるため、国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）への個人通報制度と調査制度を定めたもので、現在までに世界で115か国が批准しています。しかしながら、我が国はいまだに批准しておりません。

批准すれば、条約上で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることが可能となるのが「個人通報制度」（通報者：個人又は集団）であり、委員会は、その内容が条約上の違反に当たると認定すれば、当事国に対して見解を出し、勧告することができます。このことは、その後の国の対応を通じて、女性差別撤廃条約の内容が、確実に私たちの暮らしに届く契機になります。

我が国は、第5次男女共同参画基本計画において「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としていますが、すでに20年余り「検討」以上の進展がありません。

このような状況の中で、世界経済フォーラムの各国男女間格差を示すジェンダー・ギャップ指数は、初めて公表された2006年（平成18年）以来、世界ランクは下がり続け、2024年は146か国中118位となっています。

このことは、20年近く男女の格差をなくすための有効な策が講じられなかったことを示しており、女性に対する差別は、今なお、社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在している状況があります。

誰もがお互いを尊重し、生き生きと暮らせる社会を創るため、選択議定書の批准はこの現状を変える重要な第一歩です。日本が「ジェンダー平等後進国」である現状に鑑み、政府及び国会におかれましては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

広島県庄原市議会

（提出先）内閣総理大臣/衆議院議長/参議院議長